## 議案第101号

栃木県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、 栃木県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することを関係地方公共団体と協議することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求めます。

令和元年12月6日提出

佐野市長 岡 部 正 英

栃木県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

栃木県市町村総合事務組合規約(平成18年栃木県指令市町村第1212 号)の一部を次のように改正する。

別表第2第4条第4号に掲げる事務の項中「日光市」を「日光市 小山市」 に、「塩谷広域行政組合」を「塩谷広域行政組合 小山広域保健衛生組合」に 改める。

別表第2第4条第5号に掲げる事務の項中「日光市」を「日光市 小山市」 に改める。

附則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

## 理由

令和2年4月1日から、小山市及び小山広域保健衛生組合が栃木県市町村総合事務組合規約第4条第4号に掲げる事務の共同処理に加入し、及び小山市が同規約第4条第5号に掲げる事務の共同処理に加入することに伴い、同規約を変更することについて関係地方公共団体と協議したいので、提案するものです。

## 参考

地方自治法抜粋

(組織、事務及び規約の変更)

- 第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体(省略)の数を 増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変 更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道 府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府 県知事の許可を受けなければならない。ただし、第287条第1項第1号、 第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しよ うとするときは、この限りでない。
- 2 …省 略…

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条(省略)及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

## 栃木県市町村総合事務組合規約 新旧対照表

現 行		改 正 案	
別表第2(第4条関係)		別表第2(第4条関係)	
共同処理する事	共同処理する組織市町村等	共同処理する事	共同処理する組織市町村等
務		務	
(略)	(略)	(略)	(略)
第4条第4号に	足利市 栃木市 <u>日光市</u> 真岡市 大田原	第4条第4号に	足利市 栃木市 <u>日光市 小山市</u> 真岡市
掲げる事務	市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須	掲げる事務	大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市
	烏山市 下野市 上三川町 益子町 茂木		那須烏山市 下野市 上三川町 益子町 茂
	町 市貝町 芳賀町 壬生町 野木町 塩		木町 市貝町 芳賀町 壬生町 野木町 塩
	谷町 高根沢町 那須町 那珂川町 那須		谷町 高根沢町 那須町 那珂川町 那須地
	地区広域行政事務組合 黒磯那須共同火葬		区広域行政事務組合 黒磯那須共同火葬場組
	場組合 芳賀郡中部環境衛生事務組合 石		合 芳賀郡中部環境衛生事務組合 石橋地区
	橋地区消防組合 芳賀中部上水道企業団		消防組合 芳賀中部上水道企業団 芳賀地区
	芳賀地区広域行政事務組合 南那須地区広		広域行政事務組合 南那須地区広域行政事務
	域行政事務組合 黒磯那須公設地方卸売市		組合 黒磯那須公設地方卸売市場事務組合
	場事務組合 塩谷広域行政組合 宇都宮西		塩谷広域行政組合 小山広域保健衛生組合
	中核工業団地事務組合 栃木県後期高齢者		宇都宮西中核工業団地事務組合 栃木県後期
	医療広域連合 那須地区消防組合		高齢者医療広域連合 那須地区消防組合
第4条第5号に	足利市 栃木市 <u>日光市</u> 真岡市 大田原	第4条第5号に	足利市 栃木市 <u>日光市 小山市</u> 真岡市
掲げる事務	市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須	掲げる事務	大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市
	烏山市 下野市 上三川町 益子町 茂木		那須烏山市 下野市 上三川町 益子町 茂
	町 市貝町 芳賀町 壬生町 野木町 塩		木町 市貝町 芳賀町 壬生町 野木町 塩
	谷町 高根沢町 那須町 那珂川町		谷町 高根沢町 那須町 那珂川町
(略)	(略)	(略)	(略)